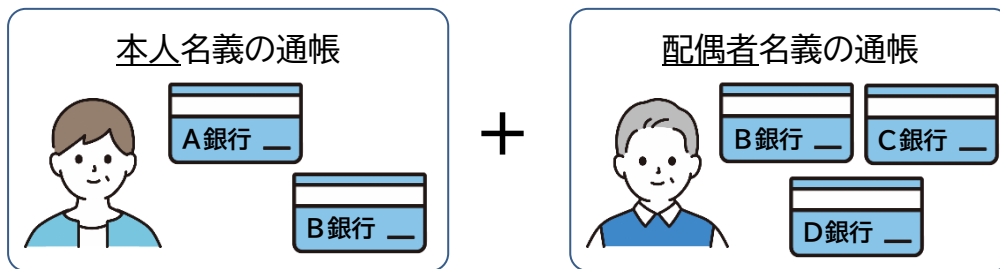


預貯金通帳のコピーの取り方

負担限度額認定の申請にあたっては、預貯金等資産の合計金額が基準額以下であることを証明するために、預貯金等資産が確認できる書類のコピーを提出してください。

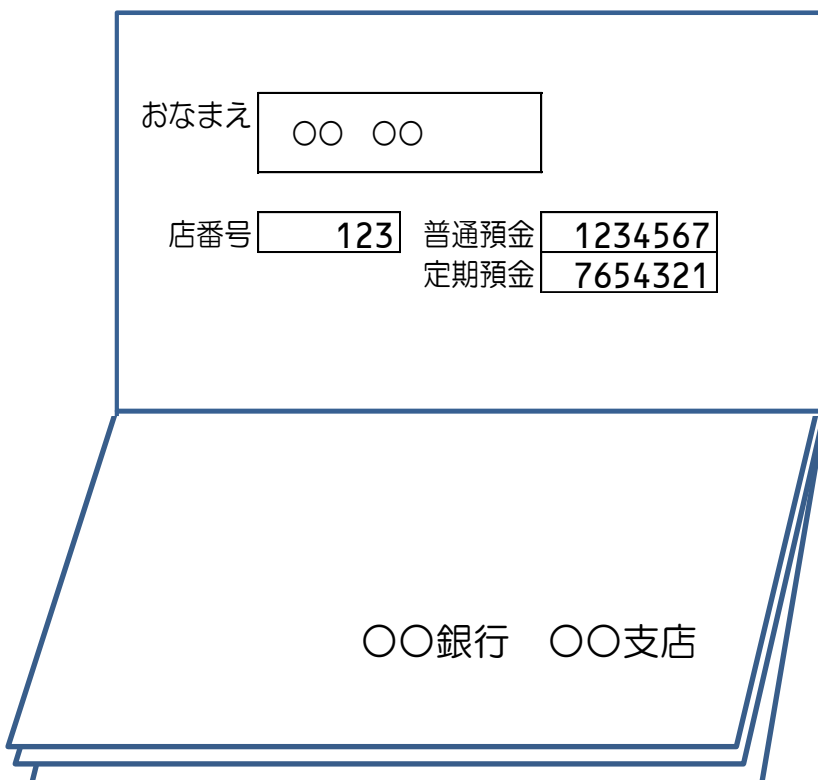
注意

- 各通帳について、必要なページをコピーして提出してください（下図①～③参照）。
- 本人と配偶者（夫・妻。別世帯、事実婚含む。以下同じ）名義のすべての預貯金が対象です。配偶者がいる場合は夫婦2人分の、配偶者がいない場合は本人分のコピーが必要です。



- 介護保険課の窓口でコピーをとることはできません。あらかじめコピーを準備し、提出してください。来庁時にコピーを取る場合は、市役所本館総合案内裏のコピー機をご利用ください。

① 表紙をめくり、最初の見開きページ



*銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が記載されているページです。

*見開きの上下ページをコピーしてください。

